平成２２年（フ）第１３号
徳島市北矢三町３丁目３番13―107号
債務者　内田喜代美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４号
徳島県鳴門市大麻町三俣字前野36番地３
債務者　福本　章史
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９号
徳島市川内町上別宮南83番地の３
債務者　島村　浩二
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７３号
福井県鯖江市神明町２丁目７番９号
債務者　武田　久惠
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４８１号
福井市豊岡２丁目４番30号、旧住所福井県鯖江市杉本町第５号３番地22
債務者　漆崎　一夫
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５５０号
福井市成和２丁目317番地　吉川芳雄方
債務者　表田　信廣
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６４号
福井県鯖江市丸山町４丁目３番18―２号
債務者　高橋　雅之
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
福井県鯖江市桜町２丁目４番11号　山形一哉方、旧住所東京都羽村市緑ヶ丘４丁目10番地25　富士見パーク302
債務者　神保　　仁
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
長野市大字柳原1664番地
債務者　泉　　清司
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１号
長野市大字柳原1664番地
債務者　泉　　淳子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４号
長野市平林２丁目19番45―105号Ｔ―ＨＯＵＳＥ平林Ｂ
債務者　田中　　勇
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５号
兵庫県宝塚市長寿ガ丘21番２―204号
債務者　粟野　美保
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４７号
兵庫県川西市東多田３丁目９番27号204、前住所兵庫県川西市矢問１丁目17番19号101
債務者　瀬戸山義男
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６０号
兵庫県伊丹市野間１丁目３番11号みどり荘
債務者　橋本　武治
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５３３号
徳島市両国橋33番地の１
債務者　宮城　行雄
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５５号
徳島県吉野川市山川町諏訪393番地59
債務者　大西　由泰
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０号
徳島県板野郡上板町神宅字宮ノ北23番地４
債務者　村上　善信
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１号
徳島市鷹匠町３丁目30番地―303号、住民票上の住所徳島市沖浜町北畑523番地
債務者　木谷　　歩
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
徳島地方裁判所民事部